



農産物の輸入自由化と 化工澱粉

全国化工澱粉工業協同組合

前専務理事 山 田 清

1. ジャパン・バッシング

(1) ガット提訴

わが国の農産物12品目の輸入自由化問題は米国の強い自由化要求により1983年（昭58）ガット条文上交渉およびガット外交渉が繰返えし行われた末に、漸く86年4月までの暫定取決めが成立したが、その後における日米交渉は難航に難航を重ねデッドロックに乗りあげてしまったため、遂に米国は86年7月ガット23条2項に基づきこの問題を提訴した。

提訴を受けたガットは、ただちにパネルを設置し約6ヶ月に亘り日米両国および加盟国の意見を徴し実情を調査する等の作業の末、審議を重ねた結果、次のような裁定を行なった。

◇ガット違反（自由化実施）

- 。パイナップル調製品等　。牛肉および豚肉の調製品　。フルーツピューレ、フルーツペースト　。果汁、トマトジュース　。トマチャップ、トマトソース　。ブドウ糖等
- 。その他調製食料品　。プロセスチーズ

◇ガット違反（輸入枠継続）

- 。乳製品　。でんぷん

◇違反と明確に判断できない「灰色裁定」（輸入枠継続）

- 。雑豆　。落花生

（ ）内は日本の対応。

ガットはこの裁定を昨年12月の総会に勧告案として提出したが、わが国はこの受入れを

拒否した。

ガット最大の受益国である日本が、この裁定を拒否することは許せないとの加盟各国の強い非難が集中したので、わが国は今後の国際関係の悪化等に配慮して、今年2月のガット理事会において、クロ裁定10品目の中で乳製品と澱粉の2品目については、代償を提供して自由化を保留する旨の条件を附してこれを受諾した。

ついで、今年4月に日米協定の期限切れとなる牛肉、オレンジの自由化問題については、国内産品保護の立場から輸入枠拡大によって自由化を回避しようとするわが国と、協定期限切れをチャンスとして早期完全自由化の実現を強行しようとする米国との国益の対立が続き、両国の閣僚交渉も遂に妥協するに至らなかったため米国はガットに提訴した。

しかし、この問題を早期かつ円満に解決したいとの強い意向を持つ両国は、屢次に亘る高級事務レベルおよび再々に及ぶ閣僚交渉によって、両国の議会まで巻きこんだ難交渉もわが国の大幅譲歩により自由化することで結着した。

交渉の過程において、わが国が牛肉について強く主張したECが実施している輸入課徴金制度のとり入れは拒否され、暫定高率関税の上限も圧縮され、僅かにセーフガードがウルグァイラウンドにおいて再検討するという条件付きで認められたに過ぎないという結果

を迎えたのである。

(2) 主なる対日要求

米国はニクソン大統領以来今日まで、多くの対日要求を重ねてきたが、その主なるものを挙げれば次の如きものがある。

ボールベアリングの関税 2 倍引上げ、繊維製品、カラーテレビ、鉄鋼製品、自動車、工作機械等の対米輸出規制、最近における半導体協定の強要と違反に対する報復、建設業界への参入、東証会員権の取得等の要求、外国通信事業者の規制の撤廃、金利自由化の早期実施等々、EC もこれに便乗し、対日要求は年々厳しさを増しているのが実情である。このような諸問題をわれわれはジャパン・バッシングとして受とめているが、その背景をなすものはなんであろうか。

(3) 自由世界の機構

戦後の世界経済の回復と繁栄を国際金融面から達成しようとして生れたのが、1944 年（昭 19）の「ブレトンウッズ協定」である。これを母胎としその実施機構として創設されたのが「国際通貨基金」（IMF）と「国際復興開発銀行」（IBRD—別称—世界銀行）であり、これら二つの機構を補完する国際貿易機構として設立したのが「関税および貿易に関する一般協定」（GATT）である。以上の 3 機関と先進国で構成する「経済開発協力機構」（OECD）等が現在国連の下部機構として自由主義経済体制の中樞をなしているのである。

各機関とも国際協力を推進し、世界経済の拡大と均衡ある発展を図ることを目的としている。具体的には自由無差別の原則のもとに為替、金融の取引や為替相場の安定および開発援助に資し、また関税や輸出制限等貿易上

の障害を軽減、撤廃する努力を続けているのである。

(4) わが国の立場

焼土の中から立上ったわが国は、ある時期においてはガクオア、エロアの援助や世界銀行の特別融資を受けながら、当時先進国であった米欧の技術や資本を導入し、国民の英知と努力により、産業を振興して経済を拡大し自立への道を歩み、今や世界の認める経済大国になったのである。

近年における日米の貿易状況を比較すれば下表の如くである。

かつては世界最高の貿易黒字国であり対外資産国であった米国は貿易赤字国、対外債務国に転落し、わが国が経済大国に浮上する状況に立至ったのである。

カーター時代における米国経済の実態から遊離したドル高政策を初めとして、米国産業の近代化の遅滞、積極的な海外投資による資本や技術の流出、国民の旺盛な消費による資本ストックの減少と輸入の増大、対ソ優位の軍事力の増強、同盟国の安全保証のための軍事費等がその原因をなしているが、この回復には相当長期間を要するとみられている。

前述の もろもろの ジャパン・バッシング

日米貿易状況（最近年）（億ドル）					
区分 年	国別	輸出額	輸入額	貿易 収支額	対 外 純資産額
1986	日本	2,151	1,253	(+) 898	(+)1,804
	内 (対米)	805	291	(+) 514	—
	米国	2,272	3,823	(-)1,551	(-)2,692
1987	日本	2,380	1,620	(+) 760	(+)2,407
	内 (対米)	836	315	(+) 521	—
	米国	2,541	4,244	(-)1,703	(-)3,682

（注） 通産省調

は、OECD、GATT等の国連諸機構の目的に照らして、日本はアンフェアによって大幅な黒字をあげており、世界の均衡ある発展を阻害している。吾々は被害者であるとの強い不満を、米国を初めとする各国が持っているからであろう。

通産省の元幹部は「麻雀は四人でやるがいつも特定の一人が勝つと決まっていたのは、いずれ仲間に入れてもらえなくなる」と公言していたが、わが国は今や自由主義経済圏のリーダーである。あれもこれも独り占めということでは村八分になる怖れがある。原則的には前述の諸機構の協約を遵守して共同の実を挙げていくことが、立国を貿易に依存するわが国の生き得る道ではなかろうか。

このような基本的な方針に基いて、自由化に至った農産物については、国民的課題としてこれをとらえ、政府も国民も真剣に斯業の存続と発展に取組まなければならない。またわが国情に照らしてコメ等の主要食糧は各国の理解を得ることに努め、絶対に自由化してはならないと考える。

2. 化工澱粉の輸入自由化とその対応

(1) ガット加盟と自由化受入れ

わが国がガットに加盟したのは、この協定が成立してから8年を経過した1955年(昭30)である。

終戦後10年の歳月を経て、虚脱の中にあった国民も復興への意欲をとり戻し、朝鮮動乱等の特需景気もわが国の産業にエネルギーを加え、その後、2次に亘るオイルショック等のダメージはあったが、所得倍增政策等が効を奏し、神武景気、岩戸景気により二桁台の高度成長を遂げ、米欧に追いつき追い越しの時代に入ってきた。産業は振興し輸出も拡大

するにつれて、貿易収支は黒字に変わり年毎に増大してきたので、各国との貿易摩擦は年々厳しさを増してきた。

化工澱粉はこのような状況の中で、1971年(昭46)わが国の自由化指定品目44に組みこまれたのである。

現在残存輸入品目として残されているものはわが国の農政上重要であり、自由化が極めて困難なものである。米欧諸国の自由化要求に対しても、生産者は勿論のこと所管庁や国会等総力をあげて反対を展開し閣僚自らが交渉に当たっているが、当時の自由化は、ガットの要請を受けて政府自体が積極的に自由化を推進するという有様で、自由化の指定を受けた業界は全く孤立無援、自助努力以外に何の術もなかった。当時を想うと今昔の感一入である。

(2) 自由化反対とその対策

当時化工澱粉は原料問題一つをとってみても、自由化を受入れる環境ではなかった。主原料である澱粉および化工澱粉の内外価格差は2.5倍～1.5倍であり、到底企業努力によって吸収し得るものではなかった。業界は総力を尽して自由化に反対した。反対の理由は次の如きものであった。

- ① 化工澱粉は附加価値の低い製品である。従って、原料である澱粉の生産コストに占める割合は65～70%（当時）で極めて高い。国産澱粉は海外比2～3倍の高価格であり、このように割高な原料では、当然に製品も高価格となるので輸入品に対抗できない。
- ② 海外比異状に高い国産澱粉を自由化することなく、その加工品を自由化することは本末転倒である。先ず澱粉を自由化

すべきである。

- ③ 国内の化工澱粉企業は、押し並べて企業基盤の脆弱な中小企業であるが、海外の当該企業は殆どが大企業であり、しかも原料から一貫生産体制をとっているので生産はコストは極めて低い。当該企業に対する社会的評価も高く資金、人材、技術、設備、販売共に充実しており彼我の優劣の差は大である。

次表に化工澱粉自由化当時の内外格差等を

昭和46年化工澱粉自由化当時の事情について

1. 化工澱粉の生産と輸入並びに価格

単位 生産量…屯
価格…円/kg

	国内生産品		輸 入 品		備 考
	生産数量	価 格 (デキストリン)	輸入数量	価 格 (C I F)	
45	98,600	130	—	—	
46	115,500	129	31	87	
47	137,600	126	32	91	
48	139,000	158	130	96	

2. 自由化当時に於ける海外の化工澱粉事情

	生産量	主要メーカー	備 考
アメリカ	457,000	C P C, ステイレー, ナショナルスター チ, ベニックフォード, クリントン, ア メリカンメイズ	大部分国内消費
オランダ	250,000	アベベ, W A スコー ルテン	大部分輸出
ド イ ツ	100,000	ヘンケル	国内消費, 輸出半々

3. 国内原料事情 (昭和46澱粉年度)

生産量(屯) 価格(円/kg当り)

馬鈴しょ澱粉	233,000	74
甘しょ澱粉	175,000	63
コーンスターチ	600,000	64
そ の 他	133,000	

(含、輸入澱粉政府払い下げ)

計 1,141,000

(依・自由化当時筆者の調査資料)

示すこととする。

行政当局と屢次に亘る局面打開のための長い交渉が続けられた末、当局より次のような方針が示された。

- ① 澱粉は主要農作物の加工品であり、「農産物価格安定法」により行政している重要農産品であるので自由化はできない。

しかし、化工澱粉の自由化対策として自由化同様と評価し得るような措置をとる。

- ② 澱粉および化工澱粉の内外格差が大きく、これが化工澱粉自由化の阻害要因であることはよく理解できる。これを低減するための行政手段は講ずる。

自由化対策の細目の決定については、迂余曲折があり難航したが、最終的には次の如き行政措置がとられることになり、化工澱粉の自由化は実施された。

- ① 化工澱粉製品の基本関税は25%であるが、更に国境措置として暫定関税30円/kgを設定する。通関に際してはいずれか高い方を適用する。

- ② 化工澱粉業者団体に対し、従来の輸入澱粉雑割制度に加えて計画割当制度を設けると共に、これにより輸入する澱粉の関税25%は全免する。

- ③ 化工澱粉に割当る輸入澱粉は原則的にはその種類を限定しない。また業界の必要とする数量については、十分その実情を勘案し割当を行うものとする。

十分検討されたこのような施策も、時勢の進運と共に風化が進み時代にそぐわなくなるものである。

自由化対策の目玉の一つであった暫定関税

も、内外の物価上昇により土手が低くなり、防塞の役割りを失ってきたので、これが改正を当局に要請したが、関税を低減、撤廃しようとの国際的な動向に逆行するので困難であるとされ、また輸入澱粉の増枠についても、折角の努力が実っても国産澱粉の優先消化、生産調整、調整販売等の行政指導等を大義名分とする生産団体の横槍で、増枠分の棚上げや次期繰越し等を強制され、必ずしも当初決められた方針が守られた訳ではなかったが、担当官の多くは化工澱粉の保護育成のために誠意を以って全力を傾注してくれた。化工澱粉企業が今日まで存続し得たのはこのような方々の熱意の集積によるところが大きかったと思う。

自由化された化工澱粉は決して十分とはいえない施策の中で、八方手段を尽して生き残らなければならなかった。生き残りの具体策を次の通り定め、業界が一体となってこれを実践した。

① 団結と協調

組合傘下の企業は化工澱粉業者として歴史と伝統を持つ。この大事に際し伝統の灯を消してはならない。

販売や設備増設等過当競争を自粛し、相互扶助の組合精神の原点に立ちかえり、理事長を中心とする執行部体制をより強化し、化工澱粉一家の良識のもとに協調と団結を図りこの非常事態を乗切る。

② 地区部会の活性化

関東、中京、関西に設定した地区部会の開催頻度を高めてより連帯を強化し、情報の蒐集と交換に努め、特にユーザーのニーズの吸収に意を用い、全国的な課

題については中央において検討を重ね対応を策定して、全員に周知徹底を図り企業の経営に資する。

③ 技術研究会の活用

中央も地方も共に内外から入手した技術情報は相互に交換すると共に、重要案件については共同研究を行ないその果実を共有する。

尚、研究総会を開催し、各社の研究成果の発表、また学会、ユーザー等の専門家に講演討議を依頼し、これを新製品、新規用途の開発につなげる。

④ 販売コストの合理化

製品販売は、流通経費の嵩む商社、同属等を経由する多段階方式が一般的であるが、化工澱粉業界は主としてユーザー直接販売を行いそのコストの低減を図ってきた。今後更にその努力を重ねこれをユーザーに還元する。

⑤ 多品種少量生産と技術販売

化工澱粉は副資材的で主資材に対応する特徴をもっている。この点大量生産、多量販売の製品と異なる。

ユーザーの現場に入り、細い注文のもとに生産することが多いので、製品は多品種少量生産となるが、技術交流の密度は高まり顧客の固定率も高くなる。今後は更に販売関係の技術者の充実に努めユーザーとの販売密度を強化する。

⑥ 委託生産と集中生産

ユーザーのニーズに対応する受託生産は、多品種少量生産となりコストアップにつながる。これを業界の課題として解決するため、ノウハウの提供により委託生産および集中生産をすすめ合理化を図

る。

⑦ 原料澱粉買付け一元交渉

政府との輸入澱粉の増枠および輸入先国との買付、国産澱粉の購入等の諸交渉は組合において一元的に行い、低廉かつ良質な原料の獲得に努める。

⑧ 輸入化工澱粉の防遏

化工澱粉の対日輸出については、当事者と事前に輸入数量の削減や販売受託交渉を進め、業界の被害を最小限に押えることに努める。

その他広報活動、公的金融機関の融資の斡旋等業界が一体となって自由化による悪影響の排除に努力を傾注してきた。

別表にみるように自由化当初は前述の化工澱粉業界の特質と自由化対策が効を奏し、輸入品は漸増しつつあったがその影響は比較的軽微であり、企業の運営に支障を与えるには至らなかった。

しかし、最近為替が著しく円高（240～250円／ドル→120～130円／ドル）となり、このため、輸入品価格が大きく低落し市場に影響を与えているのに、原料である国産澱粉は、制度の枠内においてその価格は硬直的で市場原理の外にあので、いきおい国産化工澱粉価格も弾力性を失うこととなり、内外の製品価格差は更に拡がり、輸入は益々増加しその競合は激しくなっている。

化工澱粉自由化以来、行政庁の施策および業界の自主的な防衛対策は一応の成果な収めてきたが、近年における為替相場の激変を主軸とする世界経済自由化の大波に対処するには、現状に即応する行政庁による高度な原料施策や国境措置の見直し等が必要となってきたのであろう。

3. 農産物輸入自由化についての一所見

(1) 原則と自己主張

全国農協中央会のある幹部はある時期に

化工澱粉類輸入の概要

(単位：屯)

	デキストリン等 3505(A)	仕上りのり 3812-210(A')	合 計	澱粉誘導体 3906-200(B)	累 計 (A+A'+B)	備 考 本欄数字-関税番号
昭46年自由化前後						
1970(昭45)	0.2	—	0.2	3,866	3,866.2	
71(昭46)	31	—	31	4,059	4,090	
72(昭47)	32	—	32	5,371	5,403	
自由化10年後						
1980(昭55)	2,143	—	2,143	22,267	24,410	
81(昭56)	2,901	—	2,901	21,558	24,459	
82(昭57)	4,049	974	5,023	29,376	34,399	
最近年円高後						
1985(昭60)	5,133	8,942	14,075	35,498	49,573	
86(昭61)	2,900	9,423	12,323	50,294	62,617	
87(昭62)	4,887	15,386	20,273	71,225	91,498	

(備考) (1)大蔵省通関統計調

(2)(A)：昭和46年自由化関税率A=25%～30円/kg A'=20%～30円/kg

(B)：昭和38頃合成化学品として自由化、関税率8%

「工業品の大量輸出のツケを、農産品により尻拭いさせることは納得できない」と屢々公言していた。

これも一面の真理であろうが、わが国が自由経済体制の一員であり、貿易の対価によって食糧を初め原材料を獲得しなければ立国し得ない現実を考えれば、原則的には国際協調路線を尊重し遵守する姿勢をとりながら、一方わが国益を十分主張し各国の理解と協力を得る努力をなすべきであろう。

わが国に自由化を強要する米国も、現在14品目のウェバーを持ち5品目の輸入制限を実施しており、E C諸国は共通農業政策に基づき輸入過超金制度を設け、また若干の残存輸入制限品目を持っている。これに比しわが国は、今回の市場開放容認後の輸入制限品目は17（コンニャク等残存輸入品目10～含保留品目2、国家貿易品目5、べっこう等ガット例外品目2）であり、品目数およびその内容からみてその自由化度は各国の水準に達したとみるべきである。

米国を初めとする海外諸国の圧力もあって、わが国がここまで農産物の自由化に踏切った以上、ガット加盟国として充分その責任を果たしたことになるので、今後は是々非々の立場において国益を主張すべきであろう。

(2) コメの自由化絶対反対

わが国に対する米国の次の自由化要求はコメであるとみられている。現在、2年後に結着を予定されている新多角貿易交渉ウルグワイラウンドの下交渉が活潑に進められているが、農業問題はその中心課題の一つであり、コメの自由化問題も当然に包括されることになる。政府は公式的にはコメは絶対自由化しないと声明しているが、巷間ではこの際風

通しをよくし、現状を改善するインパクトが必要であるから部分自由化を行うべしとの意見もある。

しかし、コメはわが国民の食生活の基盤であり、数少ない自給自足し得る農産物であると共に、稲作はわが国の産業構造上また人的資源の確保、国土の保全、環境の維持等国家存立上重大な役割りを担っているの、絶対に自由化してはならない。

現在、農産物は米国、E Cを初め各国の農業保護政策により生産過剰となり、消費促進を図るため販売競争の渦中にあるが、天候等の自然条件に左右される農作物は兎作もあり得るし、更に21世紀を展望すれば世界人口は現在より40%も増加し70億に達するとの見方もあり、これからの先行き食糧不足が懸念されている。

尚、最近は国際商品価格の漸騰、円安傾向、N I E S等を主体とする製品輸入の激増やこれら諸国による海外市場における日本製品の侵蝕、米国型消費構造の定着化等により、わが国の貿易収支は遠からず悪化すると懸念を持つエコノミストもいる。

米英等の先例にみるように、貿易や資本収支面において黒字国が常に黒字国たり得ない厳然なる事実がある。よしんば、世界に如何に余剰の食糧があったとしても、飢餓に生命を奪われるアフリカ難民は存在する現実がある。

このように事態を考える時、農産物特に主要食糧は民族の糧として有事、平時にかかわらず、絶対に自国産品を以って賄うことを国是とし、国民の合意とすべきであろう。

(3) 米価の合理化

わが国の米価は、ある試算によれば生産者

価格比において米国の5.4倍、タイ国の7.5倍であるとのこと。このような高米価の要因は種々あるであろう。狭隘な国土と歴史的な背景による細分化された耕地、その流動化を阻む農地法、食糧管理法による米価算定方法や流通の固定化、農村票にからむ政治力等、しかし、現在の国民的な課題は農家に耕作する希望の灯を持たせながら漸進的に高米価を是正してゆくことであろう。“角を矯めて牛を殺す”の愚策は絶対避けるべきである。

政府は昭和62年産の生産者米価を5.95%引下げたが、今年もまた4.6%引下げるとしているが、大蔵省は3～5年にて30%程度の引下げを目論んでおり、全国農協中央会は中長期方針としてその生産コストの30%削減計画を打ち出している。

農政審議会もまた食糧管理法の改正の審議を進め、コメの生産流通に関し、全量管理から部分管理に移行し大部分を自由流通とする案や政府の直接統制から間接統制に切替え、コメ取引所を設けて全面的に自由とし市場原理に委ねる等の案を検討している。

わが国の水田耕作面積の平均は0.78haであるが、米国は110haである。ある篤農家は耕作面積が20haであればその生産コストは半減できると明言しているが、耕地拡大のための農地法の改正、農地に対する農業者の意識改革、栽培管理の合理化、農業肥資材の流通改善、後継者の育成等解決を要する問題は山積している。

これらの問題解決のためには、勿論農家の自助努力は必要であるが、それにも増して政府の英断的より積極的な助成が必要であろう。将来にわたって安い良い食糧を自給してもらおうのである。このための農業予算の突出

は国民も理解すべきであるが、農業関係者はこの血税を有効に活用し可能な限り短期間に所期の目的を達成する努力を重ねるべきであろう。

(4) 澱粉の自由化保留とその加工品

糖化製品、化工澱粉等の原料である澱粉はガットの自由化勧告はあったが、わが国は産地に深刻な打撃を与えるとして、代替措置を受入れること条件にこれを保留した。

国産澱粉の海外比価は澱粉の種類、為替相場、試算の時期等によって異なってくるが約5倍との発表がある。

今回、ぶどう糖等の糖化製品が自由化されたが、化工澱粉と同様、生産コストに占める原料澱粉のウエイトが著しく高い糖化製品が、澱粉非自由化扱いの中で今後格安な輸入品に対してどのように対抗して行くのであろうか。

澱粉生産量の約60%を消費する糖化製品に対する確かな防衛措置が講ぜられなければ、澱粉の自由化留保も尻抜けに終わることは確実であるので、安易に輸入製品が超えられない高い堤防を築くべきであろう。

国境措置としての輸入課徴金は、既に牛肉の日米交渉において拒否されているので、残された道は高率の暫定関税であるが、これとて米国がどの程度まで容認するか問題である。関税賦課の場合における大きな懸念は、特惠関税附与国から無税で輸入される製品対策をどう扱うかであろう。もっとも特惠枠が零か或いは採るに足らぬ小枠であれば、当面問題にはならないと考えられる。

国内措置としては、国産澱粉価格を国際水準まで引下げることが望まれるが、前述の米価引下げと同様に相当の歳月がかかるものと

覚悟して当面は現行のコンスターチまた外国産澱粉とのリンク制の改善か或いは財政負担による不足払いまたは農産物輸入関税の充当等大胆な政策に期待するということであろうか。

経団連の食品工業白書62年版によれば、同年における食品工業の海外現地生産、生産委託、逆輸入等に関する主なる企業の設立や契約件数は約34件、対象国は米国、カナダ、フランス、シンガポール、韓国、タイ、台湾、香港、中国等9カ国におよび、生産、輸入品目は果汁などの飲料を初めビスケット、小豆あん、あられ等37件に及んでる。

農産物の内外格差が拡大する中で食品工業もまた工鉱業と同様に原料、労働賃金、土地等の安い海外に進出して企業活動を行ない、状況によってはその果実を逆輸入するというケースが今後年々拡大するとの観測が有力である。

全国農協中央会では、このような食品産業の海外立地が進めばいずれは食品工業の空洞化を招き、必然的に国内農業の縮小につながることを懸念して、中長期を目途としてコメの生産費30%、酪農畜産物の生産費20~30%、麦の生産費50%を削減するという合理化方針を固め消費者やメーカーの納得する価格にて供給すると公表しているが、前述したように、わが国農業を改革して農産物価格を国際水準化することは、相当の歳月と金と物と英知を必要とするであろうが、日本の農業が生き残るか否かの瀬戸際である。

関係方面の折角の努力を切に期待するものである。

幸いにして、世界の農水畜産業はバイオテクノロジー、ハイテクノロジーの時代に入り

つつある。トマトやレタス等の水耕栽培、シイタケ、マッシュルーム等の工場栽培、魚類の養殖牧場等は実用の段階に入っている。また細胞融合や遺伝子組替えによる耐病虫性多収穫新品種の誕生、受精卵染色体の刺激や分割による雌雄の生み分け、中性化の達成等（1卵分割の双子牛、1卵分割の16頭牛、サケ、アユ等の雌雄生み分け、中性化等）今や科学の分野は無限に開花しつつある。わが国の高い技術水準と国情や国民性にマッチする、この未開の分野は吾々に限りない夢と現実を与えるであろう。

近い将来、農産物の自由化で苦悩したことが夢のように消え去り、食品加工企業が良質廉価な国産品を原料として逆に世界市場に進出する日の遠くないことを念願してやまないものである。

地方通信

鹿屋フェスティバルの

からいも料理とデザート群

鹿屋フェスティバルは、からいもの料理やデザートを開発して、新しい時代の故郷づくりに寄与したい、と日夜頑張っています。

からいもと大隅牛の名物料理で、当店が観光客を足どめすることができたなら、当店を拠点として、焼酎工場やイモ加工工場、あるいはイモ畑などをめぐる地元の観光コースをつくり、観光地の開発をめざそう、と企画しています。心からのご協力をお願い致します。



▶パンフの表紙